



# 議 会 の



## 概 要

### 第一回定例会

平成十九年第一回鶴田町議会定例会が、三月七日から十四日までの会期八日間で開かれました。議案三十六件、議員提出議案三件、意見書一件について審議が行われ、すべて原案どおり議決（可決三十五件、承認一件、同意四件）されました。

今定例会には、各会計の平成十九年度当初予算も提出され、可決されています。このうち一般会計の当初予算額や概要については二～三ページで紹介していますので、ここでは病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計および七つの特別会計の当初予算を紹介いたします。

## 各会計の平成19年度当初予算額【一般会計以外】

※カッコ内は対前年度の増減額です  
『↑』は増、『↓』は減を表わしています

### ● 病 院 事 業 会 計

○収益的収入	14億1,554万4千円	(↓3,261万7千円)
○収益的支出	15億1,424万7千円	(↑4,614万7千円)
○資本的収入	2,468万3千円	(↓5,628万9千円)
○資本的支出	2,468万3千円	(↓5,628万9千円)

### ● 水 道 事 業 会 計

○収益的収入	2億9,637万1千円	(↓ 70万円)
○収益的支出	2億8,825万7千円	(↓ 54万3千円)
○資本的収入	9,990万円	(↓ 10万円)
○資本的支出	1億5,980万1千円	(↓1,113万4千円)

### ● 下 水 道 事 業 会 計

○収益的収入	9,162万3千円	※今年度から公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせて一つの会計としました。
○収益的支出	3億5,816万3千円	
○資本的収入	12億7,909万3千円	
○資本的支出	12億7,909万3千円	

### ● 国民健康保険特別会計

22億6,904万5千円 (↑2億7,869万5千円)

### ● 老人保健特別会計

12億6,683万8千円 (↓4,840万3千円)

### ● 学校給食特別会計

7,424万5千円 (↓ 48万4千円)

### ● 第1財産区特別会計

284万1千円 (↓ 91万3千円)

### ● 第2財産区特別会計

626万8千円 (↑ 418万8千円)

### ● 土地取得特別会計

12万円 (↑ 10万2千円)

### ● 介護保険特別会計

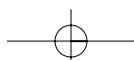
12億7,183万1千円 (↑7,559万7千円)

## 3 月 定 例 会

議決された

### 主 な 議 案

- ・平成19年度鶴田町一般会計予算案
- ・平成19年度鶴田町国民健康保険特別会計予算案
- ・平成19年度鶴田町病院事業会計予算案
- ・平成19年度鶴田町水道事業会計予算案
- ・平成19年度鶴田町下水道事業会計予算案
- ・平成19年度鶴田町老人保健特別会計予算案
- ・平成19年度鶴田町学校給食特別会計予算案
- ・平成19年度鶴田町第1財産区特別会計予算案
- ・平成19年度鶴田町第2財産区特別会計予算案
- ・平成19年度鶴田町土地取得特別会計予算案
- ・平成19年度鶴田町介護保険特別会計予算案
- ・平成18年度鶴田町一般会計補正予算（第5号）案
- ・平成18年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- ・平成18年度鶴田町病院事業会計補正予算（第2号）案
- ・平成18年度鶴田町老人保健特別会計補正予算（第3号）案
- ・平成18年度鶴田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）案
- ・平成18年度鶴田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）案
- ・平成18年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第3号）案
- ・鶴田町情報公開条例案
- ・鶴田町副町長の定数を定める条例案
- ・鶴田町下水道事業の設置等に関する条例案
- ・地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- ・鶴田町事務分掌条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町行政手続条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町第1、第2財産区管理会条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町児童館の使用料に関する条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町総合農政審議会設置条例等の一部を改正する条例案
- ・鶴田町消防団の設置に関する条例及び鶴田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・町道の路線の認定について
- ・鶴田町の公の施設の指定管理者の変更について
- ・鶴田町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町議会会議規則の一部を改正する規則案
- ・道路財源の確保に関する意見書案



# 一般質問

編集 議会事務局

## 二月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

### 新谷賢剛議員

所属党派 日本共産党

## 食糧主権の宣言を発信すべき

1 町は食糧主権の宣言を内外に発信すべきである。

(1)町の食糧主権とは、町と町民が食糧と農業政策を決定する。町民が安全で栄養豊かな地域あるいは民族固有の食習慣と食文化にふさわしい食糧を得ることができる。食糧を家族経営、小農が持続可能なやり方で生産することができる。これらの権利をいう。この宣言をおこなうことは、町農業を守り、発展させる道すじであり、町が他に先駆けて取り組んでいる食育運動の定着と発展への方向づけである。

### 答弁Ⅱ町長

わが国の農業情勢は、国際的な

どは、諸外国の農産物や農産加工品に依存していることになる訳であります。この輸入農産物にあっては、基準値を超える残留農薬や、日本での使用禁止農薬などが見つかるなど、日本人の食の安全や健康にも、大きな不安をあたえてきたところでもあります。

また、農産物の自給については、関税により守られてきているコメは、唯一、自給率が100%を超えている訳であります。このコメでさえ、今後の、WTO農業交渉の結果次第では、大幅なコメの輸入もまた危惧されるところであります。そのことはまた、米価の下落に拍車がかかり、農家経済はもとより、国の農業政策にも暗い影を落としそうな気がしてなりません。そしてなにより、食糧安全保障の観点からも、極めて憂慮すべき事であると思っております。

自由貿易、流通の流れの中で、農産物の輸入自由化に伴う価格競争の激化と、それに伴う低価格化、あわせて、農業労働力の減少や高齢化など、年々厳しさを増しております。また、現在の食を取り巻く状況を見ますと、戦後の経済発展とあわせて、食生活の欧米化や世代別のライフスタイルの変化などのため、消費者の求める農産物や食もまた変化してきており、年々、わが国の食料自給率は低下し、カロリーベースで、ここ数年40%と、世界の先進国の中では最下位となっている状況であります。このことは、まさに日本の食卓のほとん

どは、諸外国の農産物や農産加工品に依存していることになる訳であります。この輸入農産物にあっては、基準値を超える残留農薬や、日本での使用禁止農薬などが見つかるなど、日本人の食の安全や健康にも、大きな不安をあたえてきたところでもあります。

また、農産物の自給については、関税により守られてきているコメは、唯一、自給率が100%を超えている訳であります。このコメでさえ、今後の、WTO農業交渉の結果次第では、大幅なコメの輸入もまた危惧されるところであります。そのことはまた、米価の下落に拍車がかかり、農家経済はもとより、国の農業政策にも暗い影を落としそうな気がしてなりません。そしてなにより、食糧安全保障の観点からも、極めて憂慮すべき事であると思っております。

自由貿易、流通の流れの中で、農産物の輸入自由化に伴う価格競争の激化と、それに伴う低価格化、あわせて、農業労働力の減少や高齢化など、年々厳しさを増しております。また、現在の食を取り巻く状況を見ますと、戦後の経済発展とあわせて、食生活の欧米化や世代別のライフスタイルの変化などのため、消費者の求める農産物や食もまた変化してきており、年々、わが国の食料自給率は低下し、カロリーベースで、ここ数年40%と、世界の先進国の中では最下位となっている状況であります。このことは、まさに日本の食卓のほとん

どは、諸外国の農産物や農産加工品に依存していることになる訳であります。この輸入農産物にあっては、基準値を超える残留農薬や、日本での使用禁止農薬などが見つかるなど、日本人の食の安全や健康にも、大きな不安をあたえてきたところでもあります。

また、農産物の自給については、関税により守られてきているコメは、唯一、自給率が100%を超えている訳であります。このコメでさえ、今後の、WTO農業交渉の結果次第では、大幅なコメの輸入もまた危惧されるところであります。そのことはまた、米価の下落に拍車がかかり、農家経済はもとより、国の農業政策にも暗い影を落としそうな気がしてなりません。そしてなにより、食糧安全保障の観点からも、極めて憂慮すべき事であると思っております。

自由貿易、流通の流れの中で、農産物の輸入自由化に伴う価格競争の激化と、それに伴う低価格化、あわせて、農業労働力の減少や高齢化など、年々厳しさを増しております。また、現在の食を取り巻く状況を見ますと、戦後の経済発展とあわせて、食生活の欧米化や世代別のライフスタイルの変化などのため、消費者の求める農産物や食もまた変化してきており、年々、わが国の食料自給率は低下し、カロリーベースで、ここ数年40%と、世界の先進国の中では最下位となっている状況であります。このことは、まさに日本の食卓のほとん

### 答弁Ⅱ農業委員会会長

わが国の農業の状況は、国際的な自由貿易、流通の流れの中で、農産物の輸入自由化などにより、価格が低迷し、農家経済は厳しさ



を増してありますし、農家、農村にあつては、農業労働力の高齢化と合わせ、農業従事者の減少、農地の荒廃など、農業環境は、ますます厳しさを増しております。農業の生産基盤もまた、今までの家族経営から一定要件はあるものの、組織的な経営体や企業、会社の参入も許されてくるなど、次第に変わりつつあります。

このような農業環境の変化に対応し、農地を守るとともに、農家経済の改善のためには、国の食料・農業・農村基本計画に基づき、その施策を実効あるものとするための行動を展開していくことが重要であると考えます。

私たち農業委員は、農業委員憲章の中で、「農業・農村・農業者の代表として、新基本法農政の推

進に努め、国民の期待と信頼に応える」「食料自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進める」「意欲ある担い手を育成確保し、望ましい農業構造を実現するため、農用地の利用集積と、集団化に努める」「地域農業の持続的発展のため、認定農業者等の支援を強化し、農業・農村の振興に努める」となっております。

まさに、議員ご提案の食糧主権宣言は、地域の食、地域の農家を守り育てることであろうかと思えます。農家を育て、持続あるものにするには、すなわち、当然のごとく農地もまた守ることになる訳でありますし、そのことが地域農業、ひいては国の農業・農村・農家を守り、次の世代に引き継いでいくことになるものと思っております。

そのため、ご提案のあった事案につきましては、農業委員会において、十分論議を深め、今後の活動に生かしてまいりたいと思っております。

**答弁II 教育長**

日本は、コメを中心にして、マメ、魚、海藻、野菜などを、たっぷり取り入れた食事の習慣があります。これらは、その土地の気候風土にあった郷土食として、長い年月をかけてつくりあげられてきました。

日本型食生活、つまり日本の食文化の特徴として、煮る、焼く、蒸すなど脂肪の摂取を抑えた料理が多いこと、魚からカルシウムを摂取していること、コメと大豆からタンパク質を摂取できること、食物繊維が、容易に摂取できること、採れたての旬の食材が味わえることなどでありますが、それは日本の四季の変化を身を持って感じる事ができると思えます。つまり、食文化は、私たち日本人としてのアイデンティティーを形成し、豊かな情操をはぐくむ重要な部分であると思えます。

伝統的な日本食文化を支えてきた料理思想とは、懐石料理のように、人をもてなす心の表れだと思えます。ところが、戦後六十年を過ぎ、食の欧米化が進んだことによつて、日本人の年間消費量は、コメが百二十キロから六十キロと半減し、一方、肉が五倍、油脂が四倍、スナック菓子も四倍に伸び、その結果として生活習慣病のガン、心臓病、脳卒中が増え、生活習慣病の低年齢化も進み、高松市の調査ですが、高脂血症の児童は二割、高コレステロールも一九九三年に9%だったものが、二〇〇一年には19%になったとの結果が報告されています。生活習慣病は、食生活の乱れや、アンバランス、運動不足などが主要因としてあげられています。

食習慣は、子どものうちに形成

され、三つ子の魂百までもと言われるように、一度、身についた習慣を変えることは非常に難しいし、マナーや食文化に対しての意識などは、子どもの頃に形成されます。

箸の持ち方ひとつとつて見ても、当町の調査でも正しく箸を持つての幼児は、42・9%となつていることから、幼いうちに望ましい食習慣を形成することは、とても重要で効果的と考えます。ちなみに、わが町の学校給食では、日本の箸の文化を大切にするという意味で、昭和六十二年の二期期から先割れスプーンを廃止し、箸を取り入れ、すでに二十年を経過しております。

次に食育の定着と発展について述べたいと思えます。

昨年六月に開催された「朝ごはん運動推進大会」に講師としておいでくださった陰山英男先生もおっしゃっておりますが、食育とは「生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの」と言っています。

学校における食育の目標として、①食事の重要性、食事の楽しさの理解②望ましい栄養と食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力③食品の品質および安全性について、自ら判断することのできる能力④食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々に感謝する心⑤食事のマナーや食事を通じた

人間関係形成能力⑥地域の産物、食文化を理解し、尊重する心、以上の六つを立てています。これは鶴田町朝ごはん条例に基づき、各学校での食育計画を作成し、食に関する指導を横断的、計画的、継続的に取り組むことが必要であります。

町内の各学校では、すでに体験的に実践され、特に菖蒲川小学校は、地域に根ざした食育コンクール二〇〇六で、農林水産省消費安全局長賞を受賞するなど、高く評価されているのはご承知のことと存じます。

鶴田町の朝ごはん条例の基本方針にうたわれている早寝、早起、朝ごはん運動と学力との関係について、昨年調査したところ、早寝する子ども、早起する子ども、朝ごはんをしつかりと食べる子どもほど、よく勉強がわかるという結果が出ました。

登校したら、友達と遊ぶなど体をほぐす運動をしたり、朝の十分間読書をした後授業に入るなど、生活リズムを整えることは、学力向上と密接な関係があることがよく分かりましたので、今後もこれを継続していくことが、とても大切であります。

食育はまず、給食時間を楽しく過ごすことによつて、継続的な指導ができるものと考えます。また、教科の中にも、食育の材料があります。家庭科、体育、理科、社会、

# 中核病院建設計画について

## 2 西北五中核病院建設計画について 答弁II町長

生活科はもちろんです。が、国語、算数、音楽、道徳でも、食を切り口として学習を進めることができず。食育とは、本当に人の生き方、命の大切さを学ぶことだと思えます。ですので、食選力を身に付け、体を健やかに保つことの大切さを学ぶためにも、まず食べ物に含まれる栄養素や食事の組合せの妙を考え

る力、危険な食べ物を避ける力、身のまわりにある食べ物の中から心と体の成長と健康をもたらすものを積極的に選んでこそ価値があると思えますので、その力をはぐくむ必要があります。今後、食育に取り組み、定着化を図り、さらに発展させていきたいと考え、答弁とさせていただきます。

医療を取り巻く諸情勢は、かつてないほど厳しくなっている中で、自治体病院に寄せる住民の期待と要請は誠に強く、ますますその役割は増大してきており、救急医療、地域医療など、自治体病院としての使命を果たしながら、経営の健全化に努力しているところであります。しかし、病院設立当時と現在では、病院をめぐる環境が大きく変わってきております。例えば、前回に引き続き、医療提供体制の継続を困難にするような、診療報酬全体で3・16%の引き下げ、あるいは、自己負担割合の引き上げなど

を背景に、自治体病院の経営は、存続の危機に立たされているわけです。医師については、全国で年間三千五百人から四千人程度が増えていると言われていますが、それでも全国の病院で医師不足になっているのが現実の姿であり、青森県特に西北五地域においては、二次医療圏別人口十万人当たり従事医師数の充足率は54・5%と全国最下位に近い数値となっており本当に深刻な状況になってしまいました。平成十七年度青森県内町立病院の医師充足率は70・3%で、いわゆる標欠ぎりぎりのところを何とかクリアしていましたが、平成十八年度の診療報酬改定で、その基

準が60%から70%に引き上げられました。町立の病院としては本当に深刻なものです。これにより医師が集まらない地域の開設者、病院長は、悲鳴を上げていくのが実情であり、今以上に、国に対し医療法上の「医師配置標準特例措置」を緩和していただくなど、特段の配慮をお願いしたいと思っております。この事は、自治体病院関係者は真剣にみんな力を合わせていかなければならない、大きな運動にしていかねばいけないと思っております。さらに、平成十六年度から医師の臨床研修が必修化された影響がどうしても大きく出ております。青森県の平成十九年度の臨床研修医の採用状況は51・7%です。これまで自治体病院の医師の供給源であった弘前大学でも、募集人員に対し17・0%の採用にとどまるなど、地域の病院、大学ともに極めて厳しい結果となっております。

また、平成十八年度、弘前大学を卒業する研修医の進路を見てみますと、県内の病院に残ったのは28・6%、県外に出たのが69・5%で、そのうち関東地域の病院を選んだのは約20・4%で、首都圏の大病院で研修を望む傾向が強いことがうかがえます。さらに、県外に出た研修医が二病院や弘前大学に戻るのかどうか、また、県内の病院で研修を積んだ研修医が、そのまま県内に残るのかどうかさえ、分からない状況であるというのが、いつわらざる心境であり、非常に厳しいのではないかと受けとめています。青森県の病院の九割は、弘前大学から医師の供給を受けています。研修医の大学離れと関連して、自治体病院から医師の引き揚げや、配置換え、開業による退職のため、特に中小の自治体病院では大幅な減少となっております。

このようなことから、県内三十の自治体病院の平成十七年度決算では、経常損失を出している病院が全体の80%、総額五十億円となり、累積赤字が五百五十九億円、不良債務が総額百三十六億円となっております。医師不足によって億単位の減収となる病院が相次ぎ、まさに、地域医療の崩壊に直結しかねないような状況となっております。そこで、弘前大学では、平成二十年度から定員十人の増を十年間平成十九年度から地元推薦枠を二十人に、また、地域医療実習を義務づけるなど、地元への定着率が高い本県出身医師の養成に努めております。また、国保連合会が事務局となり、県と市町村が一体となって実施しております「医師修学資金支援事業」として、県内の高校を卒



業した弘前大学医学部入学生に対する経済的な支援制度を設けました。一般枠は、入学金と授業料を免除すること、特別枠は、入学金、授業料の免除に加え、奨学金を支給するという制度で、県内出身者の地元大学への入学を促進するものであります。

いずれにいたしましても、そういった制度をやつても、効果が出るまでには、少なくとも十年から十五年先になると考えられますので、思い切った自治体病院の再編成をおこない、高度医療が担える中核病院を造り、研修医を積極的に受け入れるという体制の整備が急務と考えております。

県、西北五地域保健医療圏がこの問題に取り組み、現在、再編成計画の具体化に向け積極的に作業が進められ、平成十八年二月に「西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープラン」をつくり取り組んでいるところでございます。

### (1) 開業時期について

さて、ご質問の「開業時期について」でございますが、平成十九年一月十六日に開催された、正副連合長会議において、つがる西北五広域連合中核病院整備事業に係る説明の中では、開院時期は平成二十三年度を予定し作業を進めているなど、事務局より報告されております。

### (2) 医師確保の見通しについて

また「医師確保の見通しについて」でございますが、現在五つの自治体病院常勤医は、西北中央病院三十三人、公立金木病院四人、鱈ヶ沢中央病院七人、鶴田中央病院六人、つがる市成人病センター六人で、合計五十六人の医師が赴任しております。

現在、進められております「西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープラン」による常勤医必要数は、中核病院五十五人、公立金木病院九人、鱈ヶ沢町立中央病院九人、鶴田診療所二人、つがる診療所二人と、合計七十七人の常勤医が必要であり、開院時期まで定年退職医師を含めると不足医師数は三十人となり、指導医の確保や特定診療科の医師確保など課題も多くあります。

弘前大学では、この計画に賛同し、協力していただくことになっておりますが、それだけの魅力ある設備を整えた中核病院に造り上げなければならないと思つているところであります。それが何よりの医師確保対策であると思っております。

### (3) 建設用地について

次に「建設用地について」でございますが、中核病院建設用地の選定は大きな課題でありました。が、広く意見を求めるために、広域連合では、平成十八年三月三

十日に、二市四町の助役をはじめ、つがる西北五広域連合議会議長、弘前大学医学部教授、西北病院院長、つがる市立成人病センター副院長、北五医師会代表、西医師会代表、住民代表等の参加により、中核病院建設用地選定委員会を發足しました。

同委員会では、現地調査を含め四回の会議で検討を重ね平成十八年七月二十四日、五所川原市二か所、つがる市一か所の計三か所を候補地とする検討結果を、つがる西北五広域連合長に答申をされました。

この答申を受け、二市四町の首長による正副広域連合長会議を三回程開催し、平成十八年十一月二日の会議において、交通アクセス、安全性、環境、土地利用規制、用地取得に要する期間などを考慮し「青森テクノポリスハイテク工業団地漆川」に決定を致しました。

住所は、五所川原市大字金山字亀甲一〇ノ一 面積は七・八ヘクタールとなっております。いづれにいたしましても、医師が地域的に偏在している状況を打開し、地域医療を維持し、住民の健康を守っていくために、自治体病院の広域化、統廃合は、今、現実的に考えられる有効な方法と考えております。

今後は、中核病院の建設費に対する国、県の財政支援に、関係者が一丸となって取り組んでいかな

ければならないと考えております。また、町としても、計画が達 成されるよう、国、県に対し要望 をしたいと思っております



# 尾崎進一議員

所属会派 誠心会

## 冬の農業の振興策について

### 1 わが町の農業振興策について (1)冬の農業における野菜・花き等栽培について

答弁 町長

当町における野菜・花きの栽培において、野菜の主たる作物はトマト、キュウリであります。鶴翔農協においても部会を組織しながら取り組んでおります。

それぞれの販売額も、今年度はトマトでは一億円を超えましたし、キュウリも三千七百万円となっているところがあります。花き・花木については、花きは栽培農家が極めて少なく、花木はケイオウザクラが主流であります。ケイオウザクラは現在も販売中でありますので、十七年度で申し上げますと、百七十万円程となっているところがあります。

冬期間の農産物の生産にあたっては雪が降るこの地域では、どうしても、ハウス栽培とならざるを得ないことはご承知のことと思います。そのため農家の方々は、県の事業であります「あおもり園芸

産地育成総合整備事業」によりハウスを整備するなどしながら、取り組みでできているところでありま

この事業は、県の補助率は25%となつていて、町ではさらにかさ上げをするが、町ではさらにかさ上げをする

ことにより農家負担の軽減を図りながら、生産振興に努めてきたところでありま

この事業は、県の補助率は25%となつていて、町ではさらにかさ上げをするが、町ではさらにかさ上げをする

この事業は、県の補助率は25%となつていて、町ではさらにかさ上げをするが、町ではさらにかさ上げをする

スの利活用においては、克服すべき課題もまた多い訳であります。特に、雪の問題、とりわけ農業のための道路の確保や、ハウスの栽培における日照や熱源の確保、作付けに適した作目の選定、そして何よりも農家の方々が、より少ない設備投資とともに、比較的維持管理費の少ない栽培方法などの確立が求められます。

そのため町では、新たに冬の農業に取り組むための施策として、「温泉熱を利用した施設農業の確立のためのハウス団地」の整備を想定した意向調査を実施しました

熱源についてはさまざまなものがありま

このバイオマスにつきましては、当町におけるバイオマスの取り組み強化のため、バイオマス資源の賦存量調査やその利活用をまとめた、「鶴田町バイオマスタウン構想」も作成したところであり

ます。

農業所得確保のためには冬の農業の確立が急がれる課題でもありますので、先般の、町農業大学講座においても、冬の農業に取り組んでいる先進地研修を実施するなどしながら、その取組を推し進めているところでもあります。

県においても「冬の農業推進チーム」を設置するなどしながら取り組みでも県など、関係機関のご指導もいただきながら、農家意識の喚起とともに、取り組み機運を盛り上げ、冬の農業の推進に努めてまいりたいと思っております。

### (2)生産地の地力向上について 答弁 町長

当町はもとより本県においても、化学肥料や化学合成農薬への過度の依存により、生産力や品質の低下が明らかになってきております。近年、消費者の農産物に対するニーズは、健康で、なおかつ、環境により配慮されて生産された農産物であることが求められてきております。そのことは、農産物のみならず、生産する農家にもまた目が向けられてきており、いかに環境に配慮した栽培を目指すかが農家戸々にも問われてきています。

そのようなことから、本県においては、新年度から、新たな事業として「日本一健康な土づくり農

業実践事業」を実施することとなっております。事業メニューの中には、県で実施する事業のほかに、各市町村での事業も仕組まれております。

この事業は、稲わらの収集やすき込み、堆肥の散布などの作業組織の設立を進めることなどとした「資源循環型農業作業組織の育成」や「堆肥センターと稲わら保管施設の利用促進」を目指した事業であります。

県では、この事業により健康な土づくり運動を展開し、安全・安心な高品質な農産物を生産することにより流通販売の拡大を目指しております。

そのため、当町においても、稲わらによる堆肥生産とその施用、すき込みによる地力増進と合わせ、稲わらの焼却防止や土づくりなどについての意向調査の実施のため、新年度に予算計上させていただきます。

土づくりによる地力向上のためには地域内の有機資源の有効活用もまた、取り組むべき課題であると思っておりますので、今年度作成しました「町バイオマスタウン構想」にもありますように、稲わらはもちろん、りんごのせん定枝や建築の端材、食物残渣、家畜糞尿など、積極的、かつ有効に活用した、資源循環型の農業生産体系の確立もまた、推し進めるべき事であると思っております。



県の新たな、このような取組と  
合わせ、当町においても、環境に  
より配慮した農業生産を行う農業  
者として、国の「持続性の高い農  
業生産方式の導入の促進に関する  
法律」に基づき認定された農業者

である、エコファーマー認定農業  
者の確保対策もまた進めながら、  
町の農業生産の基盤である、農地  
の地力向上に努めて参りたいと思  
っております。

## つるたまつりで町の活性化を

### 2 まつりを通じた町活性化につ いて

#### (1)各種イベント等、広く町民より アイデアを募りながら、

#### 答弁Ⅱ町長

「つるたまつり」のイベントにつ  
きましては、各種団体の代表者  
で構成されております「つるたま  
つり運営委員会」で協議、決定さ  
れております。

昨年のまつりにつきましては、  
駅通りが完成したことや、商店街  
からの要望もあつたことから、商  
工会の環境対策委員会や、ねぶた  
出場打合せ会の意見も取り入れな  
がら、各種イベントの実施とあわ  
せ、まつり運営委員会で決定し、  
開催したところであります。

今までのイベントと昨年のイベ  
ントの違いを少し申し述べます  
と、今まで本町通りで実施してお  
りました「龍巻寿司」と「綱引き  
グランドチャンピオン大会」が駅  
通りとなつたこと、ねぶた合同運  
行に「青森に組」が友情参加され  
たこと、鶴寿公園まつりでは、「  
花嵐桜組」による「よさこいソ  
ーラン」の出演などであります。

まつり終了後の「つるたまつり  
運営委員会」の反省の中で、子ど  
もを巻き込んだイベントを計画す

べきでは、との意見もありました  
し、「龍巻寿司」については、本  
町通りから駅通りになつたこと  
で、交通規制の関係から長さが今  
までより短くなつた。そのことに  
より巻き手としての参加希望に十  
分応えられなかつたのではない  
か。来年は、長さを今までのとお  
り確保すべきではないか、そのた  
めに、今までと同じように、本町  
通りで実施すべきでないか、など  
の意見も出されたところでありま  
すので、これらのことも参考に検  
討する必要があると考えておりま  
す。

そのほか、まつりに関しては、  
夏の「つるたまつり」のほかに、  
昨年からの「津軽富士見湖桜まつり」  
が開催されました。

このまつりは、津軽富士見湖に  
おいて、五月の三、四、五日と開  
催されましたが、桜の木も、まだ  
まだ小さいため、町民手作りのま  
つりとの趣旨で開催したところで  
あります。入場者も三日間で、  
一万五千人を数え、開催初年とし  
ては十分なものであつたと思つて  
おります。

このまつり期間中や、終了後に  
おいても、町民の方から「鶴の舞  
橋の歌謡コンクール」を実施した



らどうか、との声もありましたの  
で、今年の桜まつりには、そのこ  
とを反映させるべく調整もしてい  
るところであります。

このように、まつりの開催中や  
終了後のご意見等をふまえる事は  
もちろん、今後、どのようなイベ  
ントを希望しているのかなど、町  
民の皆さんから広く意見を集める  
工夫もして参りたいと思つており  
ます。